

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第33号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金690万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年4月28日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年2月27日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社IGポートの株式につき、平成27年9月10日午前9時2分頃から同月14日午後2時53分頃までの間、3取引日において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計8600株を買い付ける一方、同株式合計1万5600株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表)

違反行為者の約定状況

I Gポート

(単位：株)

取引年月日	証券会社	売買株数	
		売付	買付
平成27年9月10日	B証券	900	800
	C証券	800	600
	D証券	500	200
平成27年9月11日	B証券	800	600
	C証券	1,900	1,400
	D証券	1,200	700
平成27年9月14日	B証券	2,800	1,200
	C証券	4,300	2,200
	D証券	2,400	900
合計		15,600	8,600

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、
金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

1. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、15,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量8,600株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(800円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量65,800株を加えた74,400株であることから、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(15,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(800円×200株+801円×500株+803円×200株+805円×200株
+808円×100株+809円×400株+810円×200株+812円×300株
+813円×300株+814円×200株+815円×200株+818円×100株
+820円×200株+822円×200株+823円×100株+824円×400株
+825円×300株+827円×500株+828円×100株+829円×400株
+832円×300株+833円×100株+834円×300株+835円×200株
+836円×500株+837円×400株+838円×400株+839円×400株
+844円×1,000株+846円×400株+847円×1,000株+850円×400株
+855円×400株+863円×400株+864円×300株+865円×300株
+866円×100株+867円×400株+868円×400株+869円×400株
+870円×400株+875円×400株+877円×400株+878円×400株
+879円×400株+888円×200株+890円×200株)

－ (800円×15,600株)

= 663,700円

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（74,400株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（15,600株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（912円）に当該超える数量58,800株（74,400株－15,600株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

（912円×58,800株）

－（794円×100株＋799円×200株＋800円×50,700株＋803円×200株
＋805円×200株＋808円×100株＋809円×100株＋810円×100株
＋812円×100株＋813円×300株＋814円×200株＋815円×200株
＋820円×200株＋822円×200株＋825円×300株＋827円×300株
＋829円×400株＋830円×200株＋831円×100株＋834円×100株
＋835円×200株＋837円×200株＋844円×200株＋847円×700株
＋848円×100株＋861円×300株＋862円×200株＋863円×400株
＋864円×400株＋865円×200株＋869円×100株＋872円×200株
＋873円×100株＋875円×400株＋877円×500株＋884円×100株
＋888円×200株）

＝ 6,244,600円

の合計額6,908,300円となる。

2. 法第176条第2項の規定により、上記1.で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、6,900,000円。